

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町及び国や道は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、町、道及び防災関係機関は、他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、国、町及び道は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

節	主な記載内容
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	○防災関係者及び町民に対して行う災害予防、応急対策等の防災知識の普及に関する防災思想普及計画について記載。
第2節 防災訓練計画	○関係機関との緊密な連携のもとに総合的かつ計画的な防災訓練を実施し、防災の知識及び技能の向上と町民の防災意識の高揚について記載。
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	○災害時における町民の生活を確保のための食料その他の物資の確保、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備について記載。

節	主な記載内容
第4節 相互応援(受援)体制整備計画	○災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備えた必要な措置等について記載。
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	○「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに町民、事業所等における自主防災体制の整備及び育成の推進、女性の参画の促進について記載。
第6節 避難体制整備計画	○災害から町民の生命・身体を保護するための避難経路、避難場所、避難所の確保及び整備等について記載。
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	○災害発生時における要配慮者の安全の確保等に向けて、要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿の作成・更新等について記載。
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	○平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等について記載。
第9節 建築物災害予防計画	○風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するために必要な措置について記載。
第10節 消防計画	○消防の施設及び人員を活用して町民の生命、身体及び財産を火災から保護し、水火災、地震等災害を防除し、その被害を軽減に向けた措置について記載。
第11節 水害予防計画	○水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等について記載。
第12節 風害予防計画	○風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画について記載。
第13節 雪害予防計画	○雪害に対処するための予防対策及び応急対策について記載。
第14節 融雪災害予防計画	○融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策について記載。
第15節 土砂災害の予防計画	○対象とする土砂災害、土砂災害警戒箇所、予防対策及び形態別予防対策等について記載。
第16節 積雪・寒冷対策計画	○積雪・寒冷期における災害による被害の軽減に向けた積雪対策の推進、避難救出措置、交通の確保等について記載。
第17節 複合災害に関する計画	○複合災害に対する予防対策について記載。
第18節 業務継続計画の策定	○災害応急対策を中心とした業務の継続を確保に向けた業務継続計画(BCP)の策定について記載。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 町

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関するモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

(5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施される

よう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 音更町地域防災計画の概要
- (2) 音更町防災会議規則の概要
- (3) 災害に対する一般的知識
- (4) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (5) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) 家庭内、組織内の連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策

- (ウ) 避難時の心得
- (エ) 被災世帯の心得
- (6) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (7) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関の長がそれぞれ、又は他の市町村及び防災関係機関の長と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、町及び防災関係機関の長が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の市町村及び防災関係機関の長と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた町民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 訓練の種類

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。(別表参照)

- (1) 水防訓練
- (2) 土砂災害に係る避難訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 避難救助訓練
- (5) 情報通信訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 総合訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) 町防災会議が主唱する訓練
- (10) その他災害に関する訓練

3 町防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、防災会議が主唱し、防災会議構成機関及び関係市町村の協働により実施する。

- (1) 防災総合訓練
地震、風水害、雪害等を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。
- (2) 災害通信連絡訓練
通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。
- (3) 防災図上訓練
各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

4 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

5 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた町民等と連携した訓練を実施するものとする。

6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

(別表)

区分	実施時期	実施場所	実施方法
水防訓練	水害発生 多発時期前	水害 危険地区	各種水防工法、樋門操作、水位雨量観測、水防資器材の輸送、広報、通報伝達等の訓練を行う。
土砂災害に係る 避難訓練	土砂災害発生 多発時期前	土砂災害 警戒区域	土砂災害発生時の避難の指示、伝達方法、避難誘導、避難所の運営などの訓練を行う。
消防訓練	火災発生 多発時期前	災害 危険地区	消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、情報連絡等の訓練を行う。
避難救助訓練	適宜	指定避難所 ごとの区域	水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難誘導、避難所の防疫などの訓練を行う。
情報通信訓練	適宜	防災関係機関 相互	災害時における気象予報の伝達及び災害情報の通報等を迅速かつ的確に実施するため、第5章第2節「災害通信計画」に基づき訓練を行う。
非常招集訓練	適宜		災害時において、迅速に配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び動員要領について訓練を行う。
総合訓練	適宜		各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を行う。実施機関は、本部が主体となり関係防災機関が協力して行う。
防災図上訓練	適宜		各種災害に対処する応急対策訓練を図上において行う。
その他災害に 関する訓練	適宜		その他災害に関する訓練を行う。

注：細部については、その都度決定する。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び道は、災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

(1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（町民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用する等物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料……………米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水……………ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品……………マスク、消毒液

燃料……………ガソリン、灯油

その他……………トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

(2) 町は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

(3) 町及び道は、防災週間や防災関連行事等をあらゆる機会を通じ、町民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ、マスク、消毒液等の備蓄に努めるように啓発を行う。

2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

町は、被災者及び避難者のための毛布や食料、飲料水等を備蓄する倉庫や、災害時に自主防災組織等が応急対策活動を行うための防災資機材を保管する地域防災倉庫の整備に努める。

また、備蓄倉庫は避難所となっている学校や会館等に設置を進めることとするが、町施設等においても活用できるものは積極的に活用し、備蓄を進める。

防災資機材の地域防災倉庫については、各自主防災組織に設置されるよう、計画的に整備を進める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町及び防災関係機関の長は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

町及び防災関係機関の長は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ本計画に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

(2) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急

消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関等

あらかじめ、町及びその他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(4) 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を図り、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ市町村の担当者研究会や研修の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

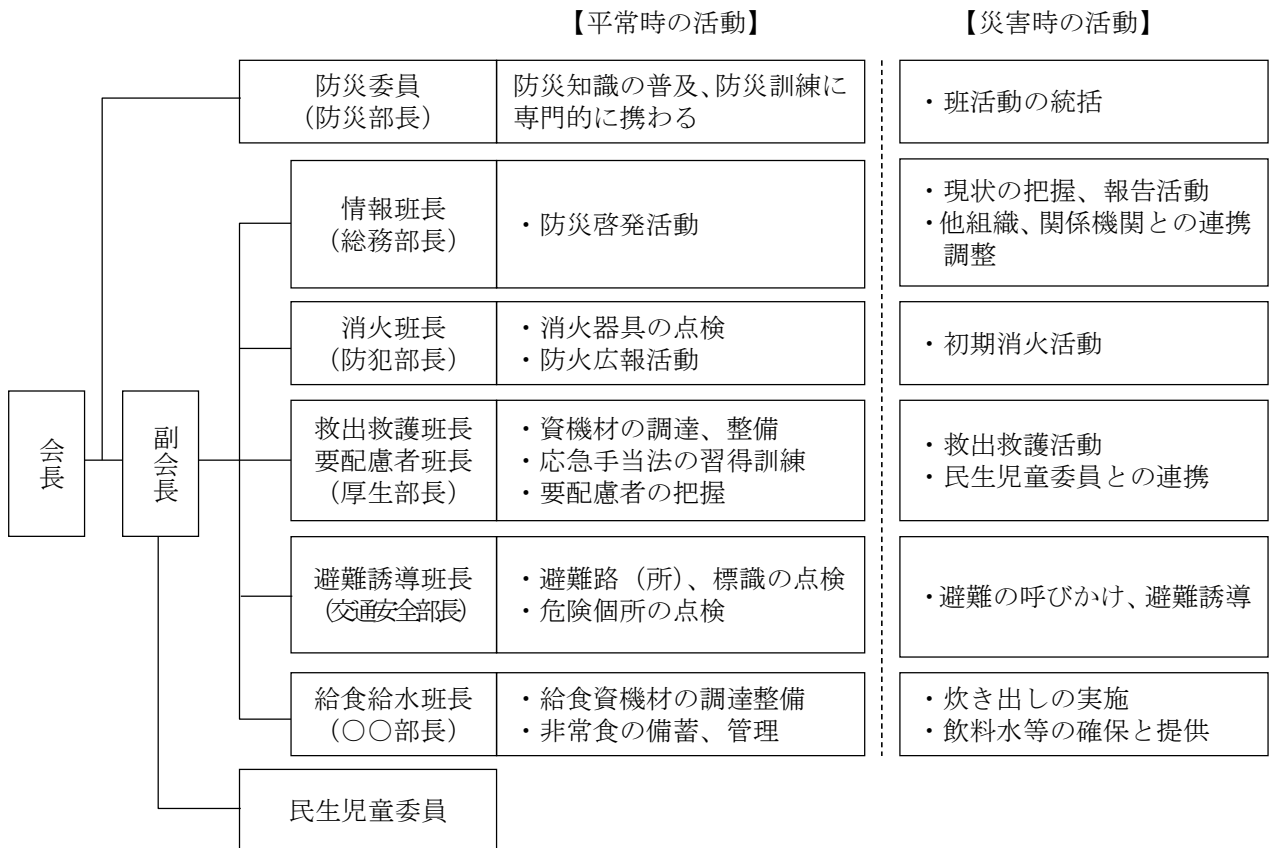
3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととし、自主防災組織は、既存の行政区組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中で役割を明確にするため、例に示すような組織を編成することが考えられる。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、町民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので町民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

(例)



4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に町民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する町民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるようにする。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、町民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、土石流等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災会や町内会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(3) 避難行動要支援者の援護活動

避難行動要支援者の保護、安全確認及び避難誘導については、民生委員・児童委員等との連携による自主防災組織の活動、協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する高齢者等避難が出された場合は、地域住民が一体となって避難支援にあたる。

ア 町民の安全確認と保護

イ 医療手配等の応急的対応

ウ 避難誘導援護

第6節 避難体制整備計画

災害から町民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の確保

(1) 町は、大規模火災等の災害から、町民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、車中避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

(4) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、帯広保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町と帯広保健所の連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

(6) 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所、認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(8) 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

- (9) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。(車中避難場所を含む。)

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、「北十勝4町による広域防災に係わる相互応援協定に関する協定書」(以下「北十勝4町防災協定」という。)に基づく提携町への要請により、または災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、更には車により、緊急避難し、社内で安全を確保するための車中避難場所について、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの * 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる						
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A) 施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと (例) 津波はa1、a2、a3を満たす	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2) 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)							施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)	
	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない	

上表は北海道地域防災計画「第4章 第2 避難場所の確保等」に基づき作成

- ※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共に雨水を排水できないことによる浸水
- ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
- ※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や町民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

※資料編6-1：指定緊急避難場所一覧

※資料編6-2：車中避難場所一覧

3 避難所の確保等

(1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、町民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定するものとする。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

(4) 町は、指定避難所の指定に当たって、次の事項について努めるものとする。

ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める者とする。

ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大

に努めるものとする。

オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

(6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

※資料編6-3：指定避難所一覧

※資料編6-4：福祉避難所一覧

4 避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び町民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、町民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から町民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び町民への周知

町長は、町民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

参考：「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」別冊

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

（ア）給水、給食措置

（イ）毛布、寝具等の支給

（ウ）衣料、日用必需品の支給

（エ）冷暖房及び発電機用燃料の確保

（オ）負傷者に対する応急救護

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難中の秩序保持

（イ）町民の避難状況の把握

（ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

（エ）避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

（ア）防災行政無線等（戸別受信機を含む。）による周知

（イ）緊急速報メールによる周知

（ウ）SNSによる周知

（エ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

（オ）避難誘導者による現地広報

（カ）住民組織を通じた広報

※避難情報の判断・伝達マニュアル（案）別冊

※資料編4-1：音更町洪水ハザードマップ

（4）被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、指定避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5 防災上重要な施設の管理等

（1）学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難確

保計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所（避難場所、避難所）

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成を促進するものとする。

6 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

7 施設の整備計画

(1) 町民に対し平時から避難所を周知するため、「避難所標示板」を整備するものとする。

(2) 避難所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に無線を早期に整備し、災害に備えるものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、町では災害時における要配慮者への支援等について定める「音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）」（資料編9-4）及び「音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱」（資料編9-5）に基づく支援体制の確立を進める。

※資料編9-4：音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）

※資料編9-5：町避難行動要支援者登録制度実施要綱

ア 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿は、次の項目に基づき作成するものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

町が整備する避難行動要支援者名簿の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- a 要介護認定を受けている人で要介護3以上の人
- b 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けており、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等がある人
- c 療育手帳の交付を受けている人
- d 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- e 上記に掲げる人のほか、上記の事項に準ずる状況であって、町長が特に必要と認める

人

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする理由
- g ①から⑥までに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している情報（要介護認定、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳等の情報）によるほか、町で把握していない情報については、必要に応じて道その他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求めることとする。

(エ) 避難行動要支援者名簿の更新及び情報共有

町は、関係部局からの情報のほか、避難支援等関係者からの情報を基に、避難行動要支援者名簿の更新を行い、少なくとも年1回情報共有先に提供する。

なお、避難支援等関係者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- a とちぎ広域消防事務組合音更消防署
- b 帯広警察署
- c 民生委員・児童委員
- d 音更町社会福祉協議会
- e 自主防災組織又は町内会
- f その他避難支援等の実施に携わる関係者

イ 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者名簿情報の提供

平常時における避難行動要支援者名簿情報の提供については、避難行動要支援者名簿に記載されている者のうち、避難行動要支援者名簿への登録及び情報の提供について同意を得ている者の当該名簿情報を、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、行うものとする。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供することができる。

ウ 避難行動要支援者名簿情報を提供する場合の配慮

町は、避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、情報漏えい防止等の適切な情報管理を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

- (イ) 自主防災組織又は町内会に提供する場合は、他の区域の避難行動要支援者名簿の情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないようにすること。
 - (ウ) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明すること。
 - (エ) 避難行動要支援者名簿情報は、施錠可能な場所への厳重なる保管を行うよう指導すること。
 - (オ) 避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。
 - (カ) 避難行動要支援者名簿情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導すること。
 - (キ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を必要に応じて報告させること。
 - (ク) 避難行動要支援者名簿情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修等を実施するなど、適正な取扱いの指導、啓発に努めること。
- エ 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

(ア) 高齢者等避難の発令・伝達

町は、災害時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」等の高齢者等避難、避難指示の発令等の情報及びその判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発表し、関係機関及び町民その他必要な団体又は個人に伝達する。

また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。特に、避難行動要支援者が円滑な避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとり的確に伝わるようにすること
- b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- c 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

(イ) 多様な手段の活用による情報伝達

災害時は、迅速かつ着実に避難指示の発令等の情報が伝達されるよう、広報車による情報伝達や携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせて、多様な情報伝達の手段を確保する。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難支援等については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保が大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

カ 個別避難計画の作成

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に取り組む。この際、防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの

関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

キ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ク 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ケ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画を定める場合には、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容を整理して実効性を高めるものとする。

コ 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設等の施設管理者は、利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要

配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

町は、要配慮者の早期確認等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 要配慮者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(3) 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、避難所（資料編6-3）や福祉避難所（資料編6-4）への移動、病院への移送及び施設への緊急入所の措置を講ずる。

(4) 応急仮設住宅等への優先的入居

応急仮設住宅等への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(5) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された要配慮者に対しては、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道や近隣市町村へ応援を要請する。

※資料編6-3：指定避難所一覧

※資料編6-4：福祉避難所一覧

3 妊産婦、乳幼児対策

(1) 妊産婦、幼児、保護者、保育職員に対する防災教育

防災訓練や防災講座、防災パンフレット等により、妊産婦、幼児、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

(2) 地域ぐるみの避難援助体制づくり

家庭や保育施設における避難を迅速に行うため、地域の防災訓練等を通じて行政区や保育施設を有する事業所など、地域ぐるみでの妊産婦、乳幼児避難援助体制の確立に努める。

(3) 施設の安全確保

保育所等の施設については、施設内の電気器具、窓ガラス、備品等に対する安全対策に努める。

(4) 備蓄

乳幼児に必要な乳幼児用ミルク、哺乳瓶、紙おむつ等を計画的に備蓄する。

4 高齢者、障がい者対策

(1) 防災意識の普及・啓発

高齢者及び障がい者並びにその介護者に対して、災害時に適切な行動がとれるよう、啓発パンフレットなどにより防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言を積極的に行う。

(2) 家屋や室内の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全を確保することは極めて重要である。

このため、居室内の家具の転倒防止器具等の取付けの奨励や安全対策に努める。

5 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとら

えて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

6 観光客への支援対策

- (1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

- (2) 観光客への防災情報の提供

町は、避難場所等の標識の適切な配置、コンビニエンスストア、ホテルなど多くの人が集まる場所での情報提供の充実など、地域に不慣れな観光客に対する情報提供体制等の充実を図る。

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

1 防災会議構成機関

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長に報告するものとする。
- (2) 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- (3) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の町民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- (2) 災害時の停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線通信システム（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- (6) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要とな

った場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

町は、市街地における火災の危険を防ぐために指定された準防火地域に対し、建築物の防火構造・準防火構造等の不燃化対策を講ずる。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 町及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模及び液状化の被害の危険性を把握した場合は、危険性を示したハザードマップを作成・公表する。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災、地震等災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

1 消防体制の整備

(1) 消防計画整備方針

町は、消防の任務を遂行するため、本計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう町消防計画の一層の充実を図る。

(2) 消防計画の作成

町は、(1)の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る警防計画を作成するものとする。

(3) 消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

(1) 組織計画

ア 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための組織機構は、音更町消防団条例及び規則、とかち広域消防事務組合が定める規約・条例・規則等の定めるところによる。

組織図は、資料編2-1のとおりとする。

※資料編2-1：消防組織図

イ 非常災害時の組織機構

非常災害時における災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、とかち広域消防事務組合警防計画(以下この節において「組合計画」という。)の定めるところによる。

ウ 非常災害時の定義

非常災害時とは、原則として全署員及び団員を招集し、又はとちち広域消防事務組合にも応援を求めなければならないような次に掲げる場合をいう。

- (ア) 異常気象により災害が発生し、又は発生するおそれ大きいとき。
- (イ) 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき又は火災が発生したとき。
- (ウ) 災害対策本部が設置されたとき。
- (エ) その他指揮本部長が必要と認めたとき。

(2) 消防施設の現況

予想される災害に対し、現有の消防力を活用し対処するとともに、消防力の整備を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設等については、資料編2-2のとおりである。

※資料編2-2：消防施設等一覧

3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、町において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

4 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、町民の自主的予防、協力体制の確立指導等、防火思想の普及に努めるものとする。

(1) 予防査察

防火対象物の防火管理体制の整備指導及び高齢者等に重点を置いた死者発生防止対策の徹底等を目的として、防火査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止を推進する。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

火災予防運動を実施し、各事業所に対する防災に関する研修会及び消防訓練の指導、さらに、防火チラシ、ポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

イ 民間防火組織による普及

町内会、職域自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに、防火安全協会、女性防火クラブ、幼年消防防火クラブ等を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火協力団体に対して研修会・講習会の開催、防火映画の上映を行うとともに、消火・避難訓練、指導等防火組織の育成、強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、防火安全協会等を通じて防火・防災思

想の向上とその対策を推進する。

5 警報発令伝達

(1) 火災警報

ア 町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

イ 伝達系統



(2) 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知方法は、とちかち広域消防事務組合計画に基づき行うものとする。

(3) 解除

町長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

6 警防活動

火災等の警戒及び鎮圧のため、おおむね次の警防活動を行うものとする。

(1) 消防署員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防署員、消防団員を招集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。また、火災等の出動は組合計画に基づく出動区分によるものとする。

(2) 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、医療機関に搬送するための活動は、とちかち広域消防局救急業務規程（平成28年4月1日消防訓令第9号）の定めるところによるものとする。

(3) 避難誘導

町民、被災者等の避難誘導等は、組合計画に基づくものとする。

(4) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を町民に周知し、二次災害の防止に努める。

7 広域消防応援体制

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

【参考】 応援協定の状況

- ※資料編10－1：災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定書
- ※資料編10－3：北海道広域消防相互応援協定
- ※資料編10－4：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

1 現況

本町において、特に水防上警戒を要する河川は、次のとおりとなっている。

区分	国土交通大臣による指定	北海道知事による指定
洪水予報指定河川	2河川（十勝川、音更川）	—
水防警報河川	2河川（十勝川、音更川）	1河川（鈴蘭川）
水位周知河川	—	1河川（鈴蘭川）

区分	河川名
災害危険区域となる河川	士幌川、長流枝内川、鈴蘭川、第二鈴蘭川、然別川、パンケチン川、パンケビバウシ川

2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」による。

- (1) 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する他、河川の洪水対策の推進について、町、国、道及び周辺自治体並びに事業者と連携し、平素から情報共有を図るなど、災害時に密接な協力を図れるよう努めるものとする。

参考：平成23年より「音更川流域連絡協議会」を音更町が主催し、関係機関等と連携

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

- (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に町民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム（Lアラートを含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Twitter等のSNS、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (3) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少な

くとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

※資料編6－5：要配慮者利用施設一覧

(4) 町は、浸水想定区域内の上記(2)エに掲げる施設について、洪水時にその利用者が円滑かつ迅速な避難を確保できるように、洪水予報等を電話等により施設管理者に伝達する。

(5) 町長は、本計画において定められた上記(2)ア～ウに掲げる事項を町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(6) 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するものとする。

3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した別冊「音更町水防計画」の定めるところによる。

※資料編4－2：音更町浸水想定区域図

※資料編4－3：音更町重要水防箇所一覧

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

町、国及び道は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、道

内陸部における風害（霧害を含む）を防ぐため、防災林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

(3) 北海道、町

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(4) 町、各施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 一般国道で北海道開発局所管の道路は、帯広開発建設部が行う。
- (2) 道道で北海道所管の道路は、十勝総合振興局帯広建設管理部が行う。
- (3) 道東自動車道は、東日本高速道路株式会社北海道支社帯広管理事務所が行う。
- (4) 町道については、町が行う。
- (5) 道路除雪に関わる各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

ア 北海道開発局所管

国が管理する道路は冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

イ 北海道所管

道が管理する道路は冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分は、以下のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 以上降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。以上降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 以上降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

ウ 東日本高速道路株式会社北海道支社所管

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路は冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

エ 町所管

町が管理する道路は以下の区分に応じて冬期間除雪を行う。

種類	おおよその標準	除雪目標
第1種	主として1・2級町道、バス路線、スクールバス路線及び雪寒指定路線	昼夜の別なく除雪を実施し、原則として2車線確保する。
第2種	主として2級その他の町道、通学路線及び牛乳搬出路線	2車線確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。
第3種	前記以外の町道、農道、私道等の認定外道路の必要路線	1車線は確保するが一時又は短期間の交通不能となることもある。

オ 東日本電信電話株式会社北海道東支店、株式会社NTTドコモ北海道支社帯広支店、KDDI株式会社北海道総支社ソリューション道東支店及びソフトバンク株式会社北海道オフィス
雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

カ 北海道電力ネットワーク株式会社道東統括支店
着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

キ 北海道農政事務所帯広地域拠点地域第6課
応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

ク 北海道運輸局帯広運輸支局
雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

(6) 交通規制

帯広警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要に応じ通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行うなどの措置を講ずるものとする。

2 警戒体制

(1) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、気象官署の発表する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

イ 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(2) 町

ア 町長は、本部設置基準により、次の状況を勘案し、必要と認めたときは本部を設置するものとする。

(ア) 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

(イ) 雪害による交通麻痺、交通渋滞によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から特に緊急、応急措置を要するとき。

イ 町長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を設定すること。止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、河川管理者と十分に協議の上決定するものとし、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

4 町民への啓発

町及び防災関係機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し町民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

5 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪時における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害発生時における避難、救助、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (6) 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ア 食料、燃料等の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について、十分配慮すること。

6 各バス交通機関

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を帯広警察署に通報するものとする。

第14節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、上記要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪災害時に適切な避難指示等が発令できるようにしておくこと。
- (5) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (6) 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (7) 融雪出水に際し、町民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

2 予防対策

(1) 気象情報及び積雪状況の把握

防災関係機関は、気象庁からの積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を踏まえ、水防警戒により区域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路、降雨、気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

(2) なだれ等対策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、町民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(3) 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじん芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水による交通障害の発生を防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

(4) 広報活動

防災関係機関は、融雪出水に際し、町民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

3 重要水防区域内等の警戒

重要水防区域内及びなだれ、地滑り、山崩れ等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町及び消防機関は、町民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に、巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、警察等の関係機関と密接な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町は、なだれ、積雪、捨雪、結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ、又は流氷による橋梁の流失などの被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (4) 町は、公共下水道の整備及び清掃等を行い、下流能力の確保を図る。
- (5) 道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効果的な活動を図るものとする。
- (6) 防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

4 水防資器材等の整備、点検

町長及び河川管理者は、迅速かつ効率的に水防活動を行うため、融雪出水前に水防資器材の整備及び点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

第15節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 現況

町には、土砂災害の発生により被害のおそれのある土砂災害警戒箇所が多く存在する。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害の警戒すべき箇所として、土砂災害防止法の規定に基づき道が公表した土砂災害危険箇所のうち、特に警戒避難体制を整備すべき箇所を詳細に調査し指定した区域がある。

現在、土砂災害警戒区域等については、道で区域の指定に向けて基礎調査を実施しており、以下に示す道のホームページで逐次公表している。

また、現況公表されている土砂災害（特別）警戒区域について、資料編4-4に示す。

※北海道ホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> (HP版)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> (スマートフォン版)

※資料編4-4：音更町土砂災害（特別）警戒区域一覧

2 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法に基づき、河道閉塞や地滑りが発生した場合、特に高度な技術を要する土砂災害については北海道開発局が、それ以外については道が緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を通知・周知し、土砂災害が想定される区域、時期等を示すこととなっている。

緊急調査を行うべき重大な土砂災害の危険が予想される状況は、以下のとおりである。

(1) 河道閉塞を起因とする土砂災害

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（北海道開発局が緊急調査を実施）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 河道閉塞による湛水（北海道開発局が緊急調査を実施）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 地滑り（北海道が緊急調査を実施）

ア 地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

3 予防対策

- (1) 本計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、町民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

(2) 警戒区域等の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 本計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

(4) 町は、本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(5) 町は、土砂災害警戒情報等が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

4 形態別予防計画

(1) 地すべり等予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住宅、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地崩壊（地すべり）防止対策

町は、町民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、本計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の町民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

イ 山腹崩壊防止対策

町は、町民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(2) 土石流予防計画

町は、町民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の町民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や町民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

5 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒箇所における警戒避難体制の推進

町は、土砂災害警戒箇所内の町民に対し、広報誌やパンフレット、インターネットホームページによる広報、防災のしおり等を通じて、土砂災害警戒箇所や土砂災害時の避難行動のあり方等について周知を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域等の指定を受けた場合、その区域において、土砂災害防止法第8条の規定のうち「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」については、「音更町防災ガイドブック」及び「音更町洪水ハザードマップ」を更新の都度町民へ配布する等、土砂災害による被害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

(3) 土砂災害特別警戒区域における構造規制等

町及び道は、今後、町で土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域において、土砂災害防止法及び建築基準法の規定に基づき、特定開発行為の制限、建築物の構造規制、建築物の移転勧告等、土砂災害による被害を未然に防ぐための措置を講ずる。

(4) 土砂災害緊急情報発表時の対応

国又は道は、河道閉塞及び地すべりが発生した場合は、土砂災害防止法に基づき緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を発表し、町に通知する。

町は、土砂災害緊急情報を踏まえ、重大な土砂災害が想定された区域に対し、高齢者等避難、避難指示を発令し、避難場所等を開設する。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害による被害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、国及び道の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- (1) 除雪体制の強化
 - ア 国道、道道及び町道及び高速自動車道の道路管理者は、整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
 - イ 除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進
 - ア 冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
 - イ 雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。
- (3) 雪上交通手段の確保

関係市町村及び及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーボービル等の確保に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に感染道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機の整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なマンホールトイレの活用やトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、建設型応急住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第17節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

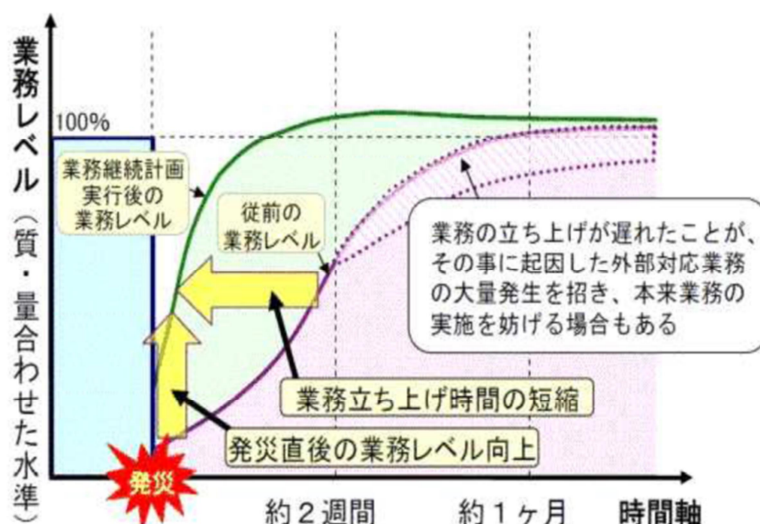
- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- (3) 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第18節 業務継続計画の策定

町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



2 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置

など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。